

特別児童扶養手当の申請

問 社会福祉課
☎内線1711

◆【表1】手当の対象となる児童の障害の程度

特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当2級
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患は例外があります)程度に該当するもの ・療育手帳の判定がA・A程度の知的障害である場合 ・精神障害者保健福祉手帳の判定がおおむね1級程度に該当するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患は例外があります)程度に該当するもの ・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合 ・精神障害者保健福祉手帳の判定がおおむね2級程度に該当するもの

特別児童扶養手当を受けられることができる方

精神、知的または身体に障害等のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方が対象となります。なお手当を受けるためには、申請が必要となります。

※【表1】参照。

◆【表2】手当の額

等級	等級月額 (児童1人につき)
1級	51,450円
2級	34,270円

◆【表3】手当の支払日

※11日が土・日曜日、祝祭日の場合は、その前営業日となります。

支払期	支払日(支給対象月)
4月期	4月11日(12~3月分)
8月期	8月11日(4~7月分)
12月期	11月11日(8~11月分)

◆【表4】所得限度額表

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円 ずつ加算	以下213,000円 ずつ加算

特別児童扶養手当の額および支払日

手当の額は認定請求をした日の属する翌月分より【表2】の額が支給されます。

手当を受けるためには、市役所の社会福祉課窓口へ次の書類を添えて申請してください。知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

手当を受けるための手続き

- ◆添付する書類
 - ①請求者と対象児童の戸籍簿本(抄本)
 - ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍がわかるもの)
 - ※①および②の発行日は、認定請求から1カ月以内のものを添付してください。
 - ③所定の診断書(社会福祉課窓口にあります)
 - ※診断書は、申請日から起算して2カ月以内のものを添付してください。ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合があります
 - ◆その他必要な書類
 - ④その他必要な書類
 - 療育手帳の判定がA・A
 - 身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級
 - 金融機関通帳
 - 必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。児童の口座には振込できません。
- マイナンバーのわかるもの(通知カード・個人番号カードなど)

◆手続き・問い合わせ

手続き…社会福祉課窓口
問い合わせ…社会福祉課
☎873-2111内線1711

